

確 約 書

株式会社ティビィシー・スキヤット（以下「甲」という）及び株式会社エム・エイチ・グループ（以下「乙」という）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和3年3月9日割当予定の乙株式（以下「本件株式」という）160,000株に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式割当を受ける日である令和3年3月9日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲受を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合は、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、当該規則の定めによるところにより、東証に対して負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書を1通作成し、甲及び乙記名押印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

令和3年3月8日

甲：栃木県小山市城東一丁目6番33号
株式会社ティビィシー・スキヤット
代表取締役社長 執行役員 長島 秀夫



乙：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号
株式会社エム・エイチ・グループ
代表取締役兼執行役員社長 朱峰 玲子

